

# 令和3年度 第1回小矢部市総合教育会議

日時 令和3年4月27日（火）午前10時

場所 小矢部市役所特別会議室（2階）

## 1 開 会

## 2 市長あいさつ

## 3 議題

(1) 令和3年度小矢部市教育委員会重点施策の概要について 資料1

(2) 小中学校再編推進計画策定スケジュールについて 資料2

(3) 部活動のあり方検討委員会設置要綱について 資料3

## 4 その他

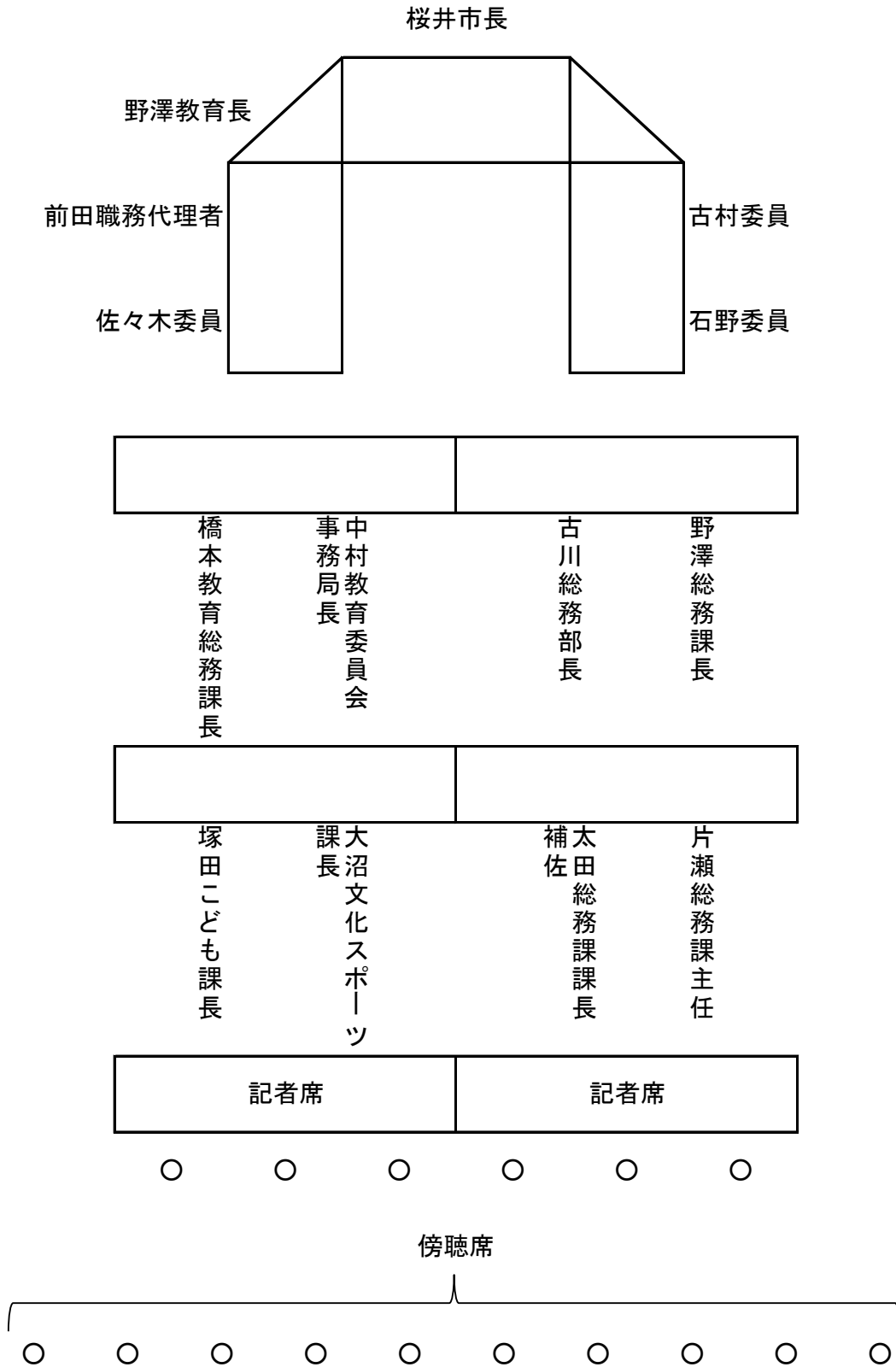
## 5 閉 会



令和3年度 第1回小矢部市総合教育会議 出席者名簿

構成員	市長	桜井 森夫
	教育長	野澤 敏夫
	教育長職務代理者	前田 智嗣
	教育委員	古村 正明
	教育委員	佐々木稲男
	教育委員	石野 昌一
説明員	総務部長	古川 正樹
	教育委員会事務局長	中村 英雄
	教育総務課長	橋本 信之
	文化スポーツ課長	大沼 誠一
	こども課長	塚田恵美子
事務局	総務課長	野澤 正幸
	総務課課長補佐	太田 孝博
	総務課主任	片瀬 啓一

# 令和3年度 第1回小矢部市総合教育会議 座席表



## 令和3年度 小矢部市教育委員会重点施策

小矢部市教育委員会は、第7次小矢部市総合計画及び第2次小矢部市教育大綱を踏まえ、「人をすこやかにほぐくむ教育と歴史文化がいきづくまち」づくりをテーマとし、基本目標として

- 心豊かな人づくり
- 心身ともにたくましい人づくり
- 文化豊かな地域社会の創造

の3つを掲げ、人間尊重の精神のもと、広い視野を持ち、生涯を通じて自己の向上に努めるとともに、社会の平和と進展に貢献し得る心身ともに健全な人間を育成することをめざす。

令和3年度における教育施策の体系は

- I 未来を拓く力を育む学校教育及び就学前教育の充実
- II 生涯をとおした学びの推進
- III 文化芸術の振興と継承及び文化財等の歴史遺産の保存と公開・活用
- IV 生涯スポーツの振興による健康な心と体の形成

とする。

この重点施策の実施に当たっては、第7次小矢部市総合計画に呼応しながら、関係機関、諸団体の協力や学校・家庭・地域相互の連携のもとに、総合的な教育行政の推進に努める。

### [新型コロナウイルス感染防止への対応]

学校教育、社会教育等全ての教育分野において、今も感染拡大の懸念が続く新型コロナウイルスに対し、その感染防止に引き続き取り組む。また、情報収集と工夫によって、感染防止策と教育の着実な前進との両立を図る。

# I 未来を拓く力を育む学校教育及び就学前教育の充実

児童生徒が人と人との関わりを大切にし、国際化、情報化、高齢化社会などの社会の変化に対応しうる、心豊かで、心身ともにたくましい人間となるように、未来を拓く力を育む学校教育及び就学前教育の充実に努める。

## 1 個を尊重し、「生きる力」を育む学校教育の推進

### (1) 授業力向上と確かな学力の育成

#### ア 一人一人に応じた指導の充実

児童生徒の疑問や思考過程を大切にしながら授業を展開し、一人一人を伸ばす指導を推進する。

#### イ 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得

基本的な生活習慣や基礎的な学習態度についてのきめ細かな指導を行える教育環境を整え、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図る。

また、家庭と連携し学習習慣の確立を図る。

#### ウ 思考力・判断力・表現力等の育成

知識・技能の活用を図る学習活動を充実させるとともに、これらの学習活動の基盤となる言語に関する能力の育成を図る。

また、児童生徒の科学的思考力を育むため、基礎となる理数教育の充実に努める。

#### エ 学ぶ意欲の向上と主体的に取り組む児童生徒の育成

児童生徒の興味関心を生かし、自発的な学習を促すとともに、進歩の状況を積極的に評価し、学習意欲の向上を図る。

また、自ら課題を見つけ、その解決に向けて主体的に取り組む児童生徒の育成を図る（「主体的・対話的で深い学び」の推進）。

#### オ 授業時数の確保

小・中学校の年間総授業時数とともに個々の教科等の授業時数が確保できるよう、市全体として取り組む行事や事業等の改善・精選に努める。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休校や学級閉鎖等があった場合でも、オンライン授業をはじめとする様々な手立てを講じて授業時数の確保に努める。

#### カ 全国学力・学習状況調査等の効果的な活用

全国学力・学習状況調査結果の集計・分析や各種学力調査を継続して実施し、学校改善、授業改善、生徒指導等に効果的に活用する。

#### キ 「とやま型学力向上プログラム」の推進

小・中学校各校での学習活動において「とやま型学力向上プログラム」の推進による確かな学力の向上を図るとともに、学力向上市町村教育委員会プラン研究委託事業を推進し、拠点校の優れた指導事例や研究成果を共有する。また、優れた指導法の普及、啓発の研修会を開催し、学習に困難を感じている児童生徒の指導法を改善する。

#### ク 小学校の学級編制基準改定に向けての対応

国が定める小学校の学級編制基準が、令和3年度から、令和7年度にかけて、段階的に全学年35人に引き下げられることとなり、これに対応して、富山県では、国に2年先行して令和5年度には、小学校全学年35人学級の実現をめざすことが示された。少人数学級と少人数とを組み合わせた効果的な少人数教育を推進すると共に、必要となる学校施設環境の計画的な整備について検討する。

#### ケ 多人数学級支援講師の配置

31人～35人の小学校1～3年生の学級に「多人数学級支援講師」を配置する。

#### コ アクシオンプランの継続実施

具体的で**検証可能な**数値目標を掲げたアクションプランを家庭や地域に公開するとともに、学校の特色や教育活動の成果を分かりやすく説明し、学校運営の改善に努める。

#### サ P T A ・地域団体等との連携推進

保護者及び地域住民の理解・協力のもと、よりよい学校運営が図られるよう、P T A ・地域団体等との連携を進め、保護者から信頼されるとともに地域に開かれた学校をめざす。

また、P T A とともに「親学び」**事業**の推進に努める。

### (2) 読書活動の推進

#### ア 学校図書館の蔵書等の充実

子どもの豊かな感性と創造性を育てるため、引き続き蔵書の充実に努めるとともに図書検索貸出システムも活用して読書環境の整備を図る。

#### イ 学校司書の専任配置及び研修推進

学校司書を、小・中学校各校に専任配置して、学校図書館の積極的な活用を図り、子どもの自主的な読書活動を推進する。

また、教育センター主催の学校司書研修会を引き続き実施するとともに富山県教育委員会主催の「図書館教育講習会」に学校司書を受講させるなど研修の充実に努める。

#### ウ 市民図書館との連携

石動駅と一体的に整備した市民図書館で**取り組んでいる**「読書通帳」等を活か

し、学校と市民図書館の連携のもと、子どもたちの読書環境の充実を図る。

### (3) 福祉・環境・国際理解・英語教育・情報教育等の推進

#### ア 福祉教育の推進

地域に根ざしたボランティア活動などによる心のふれあいをとおして、思いやりの心を持ち、ともに支え合って生きようとする児童生徒の育成をめざし、福祉教育を推進する。

#### イ 環境教育の推進

環境問題について考え、地域の環境を見つめ地域と連携を図りながら、実践的行動に結びつく環境教育を推進する。

#### ウ 国際理解教育・英語教育の推進

- ・異文化等の理解促進と国際化に対応できる児童生徒の育成

自他の文化や人権、平和、環境、資源等の地球的規模の問題等を学ぶ国際理解教育を進め、小・中学校が連携して、国際化に主体的に対応できる児童生徒の育成に努める。

- ・英語専科教員（講師）の配置

県配置の英語専科教員に加え、市独自の英語専科講師を配置し、新学習指導要領の全面実施に伴う小学校英語教科化等への対応に努める。

- ・外国語指導講師（ALT）の配置

生きた英語教育により、小・中学校における外国語活動が効果的に実施されるよう、継続して外国語指導講師（ALT）を配置する。

- ・英語教育研究推進委員会の設置

新学習指導要領に基づき、小学校中学年外国語活動、小学校高学年・中学校外国語科について、授業時数等に対応した年間指導計画のもと着実に授業を進める。引き続き、英語教育研究推進委員会を設置し、小・中学校の英語教育が体系的に取り込まれるよう小中の連携、教員の資質向上に取り組むと共に英語教育アドバイザーの招聘により、英語教育の一層の充実を努める。

- ・帰国・外国人児童生徒等に対する支援

帰国・外国人児童生徒等に対し、日本語指導や生活適応指導等の充実を図り、互いに理解し、認め、学び合う環境づくりに努める。

#### エ 情報教育の推進

- ・児童生徒の情報活用能力の育成

児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力を育成し、情報や情報機器を主体的に選択・活用し、受け手の状況を考えて発信・伝達できる児童生徒を育てる。

- ・情報モラル教育の推進



インターネットや携帯電話等への過度な依存による弊害を周知し、有害情報に巻き込まれないよう、情報モラル教育の推進を図る。

・情報機器の活用推進

「GIGAスクール構想」の前倒しにより、令和2年度末までに整備した市内全小中学校の校内通信ネットワーク設備及び全児童生徒・教員に配布したタブレット、全小中学校の普通教室に配置した電子黒板等の活用推進と適切な保守管理に取り組む。また、今後はデジタル教科書の購入、特別教室への電子黒板の配備などを計画的に進める。

・デジタル教科書の実証事業への取組

令和3年度の児童生徒が使用する教科書について、小学校5校にそれぞれ国語、理科、社会の学習者用デジタル教科書を、中学校4校に英語の学習者用デジタル教科書を提供し、教育効果を検証する。また、課題等を抽出し、課題の解決策を実証的に明らかにする。

オ ICT調査研究委員会の設置

令和2年度に設置したICT調査研究委員会の活動を継続し、小中9年間を見通した体系的なICT教育や具体的な活用事例の研究・蓄積と教員間の共有化等について、タブレット導入後の現場の状況を検証しつつ、更に調査・研究を深め、楽しく質の高い授業につなげていく。

カ プログラミング教育の推進

新学習指導要領を踏まえ、体系的なプログラミング教育の構築を進めるとともに、県のプログラミング教育研修会等に積極的に参加する。また、6年生理科でのプログラミング教材の活用等を中心に、プログラミング的思考を育てる学習を進めるとともに、教員の指導力向上に努める。

(4) 特別な支援を必要とする児童生徒への適切な教育の充実・推進

ア 校内支援体制の充実

特別な支援を要する児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、**本児にとって最もふさわしい学びの場の検討や必要な支援が行えるよう**、校内支援体制の充実を図る。

イ スタディ・メイト配置の充実

学習障害等のある児童の支援のために「スタディ・メイト」を週3日で1日7時間程度配置する。また、身体的に生活支援が必要な児童への対応にも「スタディ・メイト」を配置する。

ウ 適切な就学相談の推進

「にこにこ相談会」等の相談事業の活用により、**就学に関する不安や悩みを抱える保護者が必要に応じて相談できるよう、適切な就学相談の推進に努める。**

エ 保育所・幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という。）と小学校の連携及び関係機関等との協力

幼児児童一人一人の発達状況の把握や適切な対応の**共通理解を図るために**、保園・小の連携を強化するとともに、県関係機関や医療機関との協力を進める。

オ 早期支援コーディネーターの配置

早期支援コーディネーターを引き続き配置し、保育所、こども園の巡回等により、**支援を必要とする児の早期からの把握に努めるとともに、保護者・学校・在籍園とのかけ橋となり、就学に向けた支援を積極的に行う。**

## 2 健やかな心を育む教育の推進

(1) 社会性、自立心、規範意識、思いやりの心を育む教育の推進

ア 学校の教育活動全体を通して、児童生徒に社会性や自立心、規範意識、思いやりの心などの豊かな人間性を育み、自由と規律がバランスよく身に付く教育の推進に努める。

(2) 自己実現に向けて主体的に取り組む児童生徒の育成

ア 児童生徒がやり遂げた喜びを味わえる学習等の推進

児童生徒がやり遂げた喜びを味わえる学習や**共同的活動を通し、仲間との学び合いの大切さを感じられる**学習活動を展開する。

イ 組織的・計画的な生徒指導の推進

役割分担を明確にしながら組織的・計画的な生徒指導を推進し、社会の変化に**積極的に対応できる自己肯定感**を育てる。

ウ 主体的に進路選択できる児童生徒の育成

キャリア教育を推進し、望ましい勤労観、職業観をもとに、自らの生き方を自ら考え、主体的に進路を選択できる児童生徒を育てる。

また、小学校から高等学校までの特別活動をはじめとしたキャリア教育に関わる活動について、学びを蓄積し、その学びを社会や将来につなぎ、必要に応じて振り返ることにより、主体的に学びに向かう力を育て、自己のキャリア形成に生かすことができるよう、「キャリア・パスポート」の取り組みを推進する。

エ 「社会に学ぶ『14歳の挑戦』事業」の推進

地域の企業・団体の協力のもと、中学校2年生が5日間連続の職場体験やボランティア体験等に取り組む「社会に学ぶ『14歳の挑戦』事業」を推進し、生徒の職業への理解や奉仕の心を育てるとともに、社会性や働く人の心構え、心配り等

を学び、将来に向けてたくましく生きる力を育てる。

### (3) 人権教育の充実

#### ア 人権学習の推進

ネット社会が新たな人権問題を生み出すなどの状況の中で、人権尊重精神の向上を図ることは社会全体の大きな課題であり、学校教育においても**道徳等の授業の中で**児童生徒に対する人権学習を推進する。また、児童生徒の人権を保障し、教職員と児童生徒の間に良好な信頼関係を維持するとともに言語環境**づくり**に努める。

#### イ 関係機関・団体との連携

人権啓発資料の活用や「社会を明るくする運動」等を通じて、関係機関・団体との連携推進に努める。

### (4) 児童生徒指導及びいじめ・不登校等への対応の充実

#### ア 児童生徒と教員との信頼関係づくり

児童生徒と教員との信頼関係づくりに努めるとともに、児童生徒同士が**好ましい人間関係を育むことができるようにする。**

#### イ いじめ・児童虐待の防止

いじめは児童生徒の人権にかかわる問題であり、人として絶対に許されない行為であるという認識に立ち、「小矢部市いじめ防止基本方針」をもとに、児童生徒のわずかな変化を見逃さないきめ細かな指導の徹底を図る。

また、学校は、各校で策定した「学校いじめ防止基本方針」に**基づき**、いじめの未然防止や早期発見・**事案への対処**に努めるほか、いじめの防止に関する**対応**を実効的に行うための組織を設置し、いじめの相談・通報の窓口や、いじめの疑いに関する情報などの収集・記録、共有などを行う。

平成28年11月に改定した「小矢部市いじめ防止基本方針」については、国の動向や状況の変化に対応して常に見直しの検討を行う。また、小・中学校各校で作成している「学校いじめ防止基本方針」についても同様とする。

これらをもとに児童生徒への適切な指導を行うとともに、小矢部市要保護児童対策協議会及び関係機関との連携により、児童虐待の防止・早期発見・解決に取り組む。

#### ウ 不登校児童生徒等への支援体制の充実

不登校に至る前兆の早期発見に努めるとともに、不登校やひきこもり、教室外登校となっている児童生徒の社会的自立や学校復帰を**支援する**ために、保護者・家庭との連携のもと、学校全体での取り組み体制を確立する。また、小矢部市適

応指導教室「ふれんど」の相談員の訪問相談の推進等により、不登校並びに不適応児童生徒の支援体制を充実する。さらに、教育センター主催の子どもと親の相談員及びスタディ・メイトの研修会を引き続き開催し、資質の向上と相互の連絡・連携を推進する。

(5) 相談事業の充実

ア 子どもと親の相談員・スクールカウンセラーの配置及び教育相談室の開設

小・中学校における相談体制の充実を図るため、引き続き、子どもと親の相談員・スクールカウンセラーの配置及び教育相談室の開設を行い、その効果的な活用により、不登校やいじめなどを生まない環境づくりに努める。

イ カウンセリング指導員、スクールソーシャルワーカーの活用

困難な問題を抱える児童生徒の指導相談や家庭環境の改善を支援するため、カウンセリング指導員、スクールソーシャルワーカーの活用を推進する。

(6) ふるさと教育の推進

ア ふるさと学習の推進

郷土に誇りと愛着をもった児童生徒の育成をめざし、市民図書館等の諸施設や地域との連携を活かしながら、小矢部市の豊かな自然環境、桜町縄文遺跡・源平俱利伽羅合戦等の歴史、大谷兄弟をはじめとする先人の功績や地域の伝統文化等に親しむ、ふるさと学習を推進する。

イ 地域教材の作成・活用

ふるさと学習の教材となる地域教材として、令和元年度に改定した「自然観察ノート川の水のはたらき（小5）」「大地のつくり（小6、中2）」及び、令和2年度に改訂した「私たちの郷土 小矢部（小6）」「わたしたちの小矢部（小3）」「小矢部の先人の心に学ぶ（小5）」「わたしたちの小矢部地図（小3）」「小矢部市全図2万5千分の1（中2）」の活用を図るとともに、「小矢部市郷土学習帳 地理（中2）」の改訂を行う。

(7) 体験学習の推進

ア 現地学習の推進

小矢部市の自然・地理・歴史・産業等の学習において、現地学習の取り組みを推進する。

イ 体験活動の推進

福祉体験や各種ボランティア体験、伝統文化・伝承体験等の機会を設け、体験活動の推進を図る。

(8) 芸術文化活動等の推進

ア 児童生徒の情操・感性の育成

児童生徒の様々な芸術文化活動を引き続き推進し、情操・感性が豊かに育つよう努める。

イ 芸術鑑賞機会の提供

優れた芸術に触れる機会を提供するため、**幼児・児童生徒**を対象とする芸術鑑賞事業への助成を引き続き推進する。

ウ 文化活動発表の場の提供

文化活動への意欲を育てるため、発表の場としての「**みんなのアート展**」「中学校吹奏楽部合同演奏会」「小中学生科学作品展覧会」等の取り組みを引き続き実施する。

エ 文化部講師の派遣

中学校の文化部活動への「文化部講師」の派遣を継続し、指導の充実と部活動の活性化を図る。

オ 部活動指導員の配置拡充

部活動の顧問や大会引率等の指導ができる「部活動指導員」の中学校への配置を拡充し、質の高い指導と適切な運営による部活動の推進を図る。

カ 「小矢部市立学校に係る部活動（運動部・文化部）の在り方に関する方針」の推進

5 (6) ウによる

(9) 平和教育の推進

児童生徒が平和の大切さを理解する平和教育を推進する。

毎年8月6日に広島市で開催される平和記念式典に中学生を派遣する。（隔年実施）

**また、派遣された生徒による体験談等について紹介することで、学校全体での平和教育の推進を図る。**

(10) 主権者教育の推進

**平成28年には選挙権年齢が18歳となり、令和4年度から改正民法が施行され、成人年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられる。**主権者としての高い意識の確立が求められる中、小・中学校においてはその発達段階に応じ、主権者として、社会の中で自立し、他者との連携・協働しながら、社会を生きぬく力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身につけるよう努める。

(11) 小中一貫教育の検討・推進

新学習指導要領の実施に伴い必要性が増している英語教育の小中連携や9年間を見通した体系的なICT教育の推進など、学習面でのより一層の連携推進や中一ギャップ等の諸課題に対応するため、本市における小中一貫教育のあり方について検討を進め、推進を図る。

(12) 就学支援の推進

就学に伴う家計への負担を軽減するために、要保護・準要保護児童生徒への就学支援の助成を継続すると共に、入学準備金の3月支給を引き続き実施する。

(13) 各種講師の配置によるきめ細やかな教育の推進

子どもたち一人一人に寄り添う教育を推進するため、各種講師の配置拡充に引き続き努める。

### 3 就学前教育の充実

(1) 園児一人一人の健やかな成長をめざす幼児教育の推進

一人一人の発達や学びの連続性を的確にとらえて、生き生きと環境にかかわり、友達と楽しく遊ぶ園児を育てる。園を取り巻く自然環境の活用や縄文太鼓等の活動による歴史文化とのふれあい、獅子舞等の伝統文化の実践などを通して、子どもの豊かな心と生きる力を育むことができるよう園活動の充実を図る。

(2) 家庭・地域・保育所、認定こども園における子育て支援の充実

ア 地域との連携を活用した園運営の推進

園児に社会性、ふるさと愛が育まれるよう、保護者の理解と参加のもと、地域住民の協力を得て、地域と積極的に関わる活動に取り組む。

イ 子育て支援センター・子育て広場の活用

子育てに関する知識や経験が豊富な保育士が常駐している子育て支援センターで、育児や家庭の悩みの相談を受けたり、遊び方の指導等をしたり、子育て広場をとおして親子が交流したりすることにより、子育ての孤独化や不安の解消に努めるとともに、地域においての子育て力の向上を図る。

ウ 保護者の理解促進と連携推進

保護者が家庭での生活リズムや基本的な生活習慣の重要性を理解することにより、家庭生活のあり方を見直すことができるよう、必要な情報提供に努める。

(3) 食育の推進（再掲）

#### 4 (3) オによる

- (4) 公立・私立施設の情報交換促進による市全体の幼児教育内容の向上  
引き続き、所長園長連絡協議会等を活用し、公立・私立施設における情報交換を行い、幼児教育の実践にかかる共通課題などの探求と理解に努める。
- (5) 保育所・認定こども園、小学校、中学校の連携推進
- ア 保園・小の連携推進  
保育所・認定こども園から小学校への円滑な就学に向けた適切な対応を行うために、引き続き、教育センターが主催する保園・小連携研修会や小学校教員、保育士・保育教諭による授業・保育の相互参観・意見交換及び「交流学习」を実施し、保園・小の連携を推進する。
- イ 小・中学校の連携推進  
小学校から中学校への円滑な就学移行を図るため、小学校と中学校との情報交換、交流授業や児童・生徒間の交流を引き続き推進する。

#### 4 体力づくり・健康教育の推進及び食育等における家庭との連携

- (1) 体力づくりの推進
- ア スポーツを楽しむ健康でたくましい児童生徒の育成  
生涯にわたってスポーツを楽しむことができる健康でたくましい児童生徒を育成するため、基礎体力や運動技能の向上を図るとともに、運動の楽しさや喜びを味わえる体育・スポーツ活動を推進する。
- イ 体力テストの活用等による体力向上  
子どもの体力向上を図るため、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果を詳細に分析し、それに基づいた体力・運動能力向上のための取り組みを実施する。  
また、**小学校ごとの陸上記録会の開催や水泳インストラクターの派遣等**を行い、体力の向上に努める。
- (2) 中学校運動部活動等の推進
- ア **部活動のあり方検討委員会の設置**  
**部活動のあり方検討委員会（各種団体代表、PTA等）を開催し、合同部活動や外部人材の活用をはじめ、令和5年度以降の休日等部活動の地域移行への対応など、部活動全体について、そのあり方の検討を行う。**
- イ **スポーツエキスパートの派遣**

中学校の運動部活動への「スポーツエキスパート」の派遣を継続し、指導の充実と部活動の活性化を図る。

ウ 生徒のスポーツニーズに対応した部活動の推進

生徒数の減少に対応した複数校による合同チームでの大会出場や合同運動部活動の実施に向けて、全国の先進事例の調査研究等を進め、生徒のスポーツニーズに応えた部活動を推進する。

エ 部活動指導員の設置

2(8)オによる

(3) 健康教育及び食育の推進

ア 生命の尊さを自覚する児童生徒の育成

健康教育や「いのちの教育」を進め、生命の尊さを自覚し、心身ともに健康で、安全な生活を送る児童生徒を育てる。

イ 健康診断結果等の活用と学校医・学校保健会との連携推進

児童生徒の健康診断結果等を分析して、生活習慣病等の予防指導等に活用する。また、引き続き学校医及び学校保健会との連携を推進し、適切な健康管理に努める。

ウ 薬物乱用防止などの啓発の推進

講習会等の実施により、薬物、喫煙、飲酒、性感染症等防止についての啓発を推進する。

エ 「早寝・早起き・朝ご飯」の指導推進

児童生徒に、「早寝・早起きをする」、「朝ご飯をしっかり食べる」などの望ましい生活を身に付け、心身の健康の保持・増進を図るよう指導するとともに、家族の理解・協力の促進に努める。

オ 食育の推進

「第2次小矢部市食育推進計画（平成31年～令和5年度）」に基づき、食への感謝の気持ちの育成や栄養バランスの取れた食生活の実践、地産地消の推進等、食育の普及啓発に努める。

学校農園事業、給食食材での地場産物の活用、栄養教諭による食に関する指導等を引き続き実施する。

カ 国の保健管理システムの運用と学校支援システム保健情報の一元化

日本学校保健会が運用する「学校等欠席者・感染症システム」と本市で運用している校務支援システムとの連携について、他の自治体の状況等を把握し検討する。



#### (4) 安全安心な学校給食の提供

##### ア 衛生管理の徹底

食品衛生管理を徹底し、安全・安心な学校給食を提供する。

##### イ 学校給食センター施設・設備の整備・改修

学校給食センター施設・設備の整備・改修を計画的に進める。

令和3年度は、**洗浄室屋根部の雨漏り修繕、食器消毒保管庫の蒸気漏れ修繕、温水配管の赤サビ解消修繕、連続焼物機・連続揚物機の操作ユニット交換など施設・設備の修繕**を行う。

##### ウ 楽しい給食の提供

地元の農産物をより多く採り入れたメニューやメルヘン献立、バイキング給食、卒業会食等を引き続き実施し、**美味しく楽しい給食の提供**に努める。

##### エ 食物アレルギーへの的確な対応

「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を活用し、食物アレルギーを有する児童生徒に対し、個別面談等による保護者との共通理解の促進や医療機関との連携、学校全体の取り組み体制の確立等により、原因食品の確実な除去を行うなど、**的確な対応を進める**。

平成23年度から実施している食物アレルギー原因食材を除去した「みんなで食べる学校給食」を本年度も継続して実施する。

##### オ 学校給食センターの新築

令和3年度は、**令和2年度に策定した学校給食センター整備基本構想に基づき、老朽化が著しい学校給食センターの新築の検討**を行う。

#### (5) 家庭との連携

##### ア 健康の大切さの理解促進と自主的な健康生活の実践

日常生活における健康の大切さや疾病の予防等について、家庭での関心や理解の促進を図り、「早寝・早起き・朝ご飯」や「いただきます。ごちそうさまでした」の挨拶等の基本的な生活習慣の定着など、**自主的に健康な生活が実践されるよう努める**。

##### イ 家庭との連携による生活習慣病などの予防の推進

家庭との連携により、生活習慣病、虫歯、近視等の予防と早期発見・早期治療に努め、児童生徒自らによる健康管理と疾病予防を推進する。

##### ウ 健康づくりノートの活用

「健康づくりノート（とやまゲンキッズ作戦）」の積極的な活用により、学校と家庭及び保健・医療機関等が連携した健康教育を推進し、児童生徒が自らの生活を改善し、**望ましい生活習慣が身に付くよう努める**。

## 5 多様なニーズに応える教職員の育成

### (1) 効果的な研修の推進

使命感と倫理観を持ち、創意と責任ある教育活動が展開できる高い専門性を有する教職員の育成を図るため、効果的な研修を推進する。

また、世代交代が迫っている中でのミドルリーダーの育成や若年層の資質の向上を図る。

### (2) 校内研修の充実

学校教育目標の実現をめざす組織的・計画的な学校運営を推進するために、全校体制で取り組む校内研修の充実を図る。

### (3) 個人研修の促進

指導力や専門性を高めるため、各教員が自らの課題を明確にした個人研修に励むとともに、資質・能力向上のための各種研究会、講演会等への積極的な参加を促進するため、研修等の情報を提供する。

### (4) 派遣研修の推進

専門的な知識及び技術を習得させ、その資質の向上と指導力の充実を図るため、小学校及び中学校の教員各1名を3か月間の内地留学に派遣する。

### (5) 教員の情報活用能力向上と教材開発の推進

教員のICT活用能力の向上により、情報教育活動が工夫・改善されるよう研修を推進するとともに、情報機器を活用した「わかる授業」を展開するための教育方法や教材の開発研究に努める。あわせて、児童生徒などの個人情報管理徹底を図る。

また、令和3年度は、1学期においては各校週1回程度のICT支援員の配置、又は学習支援ソフトの納入業者による月2回程度の合同ICT研修会の実施、2学期においては、学習支援ソフトのオプションによるICT支援員の配置に努める。

### (6) 教員多忙解消の推進

教員の長時間労働の是正に向けた具体的な取り組みを推進する。

ア 校務支援システムによる出退勤時間の把握を行うとともに、市小中学校長会とともに長期間勤務の削減に向けた取り組みを検討推進する。

イ 部活動の顧問や大会への引率等の指導ができる「部活動指導員」を引き続き中学校に配置拡充し、教職員の多忙解消を図る。

ウ 「小矢部市立学校に係る部活動（運動部・文化部）の在り方に関する方針」（平成31年4月策定予定）に基づき、適切な部活動を推進するため、部活動は原則週2日を休養日とし、平日の部活動時間は2時間以内、土曜日、日曜日又は祝祭日は3時間以内を目安とする。

エ 作品募集における学校での事前審査の廃止、学校への直接依頼の廃止等により、小・中学校の事務負担軽減を推進する。

オ 夏休み中のお盆及びお盆をはさむ前後2日間程度を、小・中学校を完全閉庁とする。また、年末年始やゴールデンウィーク等も含めて、中期的な学校休業中の保護者からの学校への連絡は、市教育委員会で受け付ける。

カ 教材費等の集金における現金取扱いを、可能な範囲で振込方式に移行する。

キ 給食会計の公会計化の調査検討を進める。

## 6 安全安心な学校づくりと学校教育環境の整備

### (1) 学校の防災体制の整備・推進

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常時には地域住民の緊急避難場所となることから、避難所等開設支援や避難方法を定めた学校防災マニュアルを定期的に改訂し、災害時の児童生徒の生命及び身体の安全確保に万全を期す。

### (2) 学校施設の整備・改修と教材備品の整備・充実

#### ア 学校施設の整備・改修

児童生徒が安全で安心して快適な学校生活を送ることができる教育環境を確保するため、学校施設の整備・改修等を計画的に推進する。

令和3年度は、主に次の整備・改修を行う。

- ・大谷小学校 調理室実習台改修
- ・東部小学校 児童玄関スロープ設置工事
- ・蟹谷小学校 児童玄関の防犯カメラ設置、プールろ過装置改修工事
- ・津沢小学校 温水便座取替工事、暖房ボイラー煙突改修工事
- ・石動中学校 地下タンクライニング工事、除雪機の購入
- ・大谷中学校 非常放送設備修繕工事、電話機更新工事
- ・津沢中学校 事務室屋上防水改修工事
- ・蟹谷中学校 消雪修繕工事

#### イ 教材備品の整備・充実

児童生徒の学習環境の整備・向上をめざし、引き続き教材備品の整備・充実を図る。

#### ウ 学校施設の長寿命化

令和2年度に策定した「小中学校施設長寿命化計画」をふまえ、小中学校再編推進計画との整合性をとりつつ、具体的な各学校の状況に応じた計画的な施設の改修及び長寿命化の実施について検討を進める。

### (3) 安全教育の推進と安全管理の徹底

#### ア 安全教育の推進

児童生徒が、危険予測・回避能力を身に付けるよう安全教育を推進する。

#### イ 安全管理の徹底

遊具、校舎、体育館等の学校施設の安全点検を行い、安全管理を徹底する。

#### ウ 緊急事態における情報伝達の強化

台風、豪雪や新型コロナウイルス感染症等の緊急事態に対応するため、第一に市防災・緊急メール、ケーブルテレビ、ホームページを活用し、学校個別の情報などは必要に応じて学校安全メール・個別の緊急連絡網等を活用することで、保護者への情報伝達を強化する。

### (4) 通学等の安全確保

#### ア スクールバスの安全運行

登下校時及び校外学習等におけるスクールバスの安全運行を徹底する。

令和3年度も、中学生の冬季における通学対策を行う。

#### イ 家庭・PTA・地域との連携による安全確保

登下校時における子どもの安全を確保するため、家庭やPTA・地域住民の協力による「地域見守り隊」や「子ども110番の家」等の地域ぐるみの安全対策を継続して推進する。

また、保護者への迅速な情報提供ができるよう、市及び学校の一斉メールシステムの活用を推進する。

#### ウ 小矢部市通学路安全推進会議による取り組みの推進

道路管理者、警察、交通安全協会等の関係機関・団体及び学校・PTA等から成る小矢部市通学路安全推進会議において、通学路の道路改修や歩道設置、防犯灯設置等通学路の交通安全の確保並びに防犯上の安全確保に向けた取り組みを推進する。

## 7 小矢部市小中学校再編推進計画の策定

令和元年12月に小矢部市小中学校統廃合審議会から「小矢部市のこれからの学校教育のあり方及び小中学校の望ましい規模・配置等について」の答申があり、これ

を受けて、本市では、令和2年5月に開催した総合教育会議において、本年中に「小矢部市小中学校再編推進計画」を策定することを確認し、庁内に小中学校再編推進計画調査委員会を設置し、具体的な調査・検討を進めてきた。

しかし、令和2年7月、国の「骨太の方針」において「少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備を関係者間で丁寧に検討する」旨が表明され、更に、少人数学級への対応については、国の教育再生実行会議において「令和3年5月ぐらいには取りまとめる」と発表があったことから、本市計画の策定を一旦中断していた。

令和3年度は、国の動向を注視しながら計画策定を再開し、保護者や地域への説明会等を経てその理解のもと、小矢部市総合教育会議において、年内をめどに的確な計画の策定をめざす。

## II 生涯をとおした学びの推進

社会の変化に対応し、市民が生涯にわたり学習できる環境づくりと機会の拡充に努める。

### 1 生きがいのある充実した人生を送る生涯学習の推進

近年の急激な高齢化社会の進行に伴い、市民の学習ニーズは一層多種多様化している。こうした中で、すべての市民が生涯にわたって多くの人々とつながり楽しみながら学習できる環境づくりを図るとともに、生涯学習を推進することにより活力ある地域づくり、人づくりに努める。

#### (1) 生涯学習推進体制の充実

##### ア 講座内容の充実等の推進

市民一人一人の生涯学習の意欲の高揚を図るため、各種講座の学習内容の充実、学習サークルの育成及び生涯学習に関する情報の提供に努める。

##### イ 学習サークル等の育成

生涯学習の拠点としての市民交流プラザ、市民図書館及び公民館を活動の場とする学習サークル等の主体的活動を支援する。

##### ウ 人材の活用と育成

豊かな経験をもった人材の活用を積極的に図るとともに、地域におけるボランティア活動を推進する人材の育成を図る。

##### エ 社会教育指導員・公民館指導員の配置

生涯学習講座の内容の充実と社会教育関係団体や学習サークル等の指導・相談及び育成のために社会教育指導員・公民館指導員を配置する。

#### (2) 生涯学習活動内容の充実

##### ア 講座の開設と広報活動の推進

「だれでも、いつでも、どこでも」学習機会を選択して楽しく学ぶことができるよう市民ニーズに即した各種講座を開設するとともに、各種団体の会合を活用したPRチラシの配布やホームページ・ケーブルテレビ等多様な広報媒体を活用し、より多くの市民が学習に参加できるよう情報提供に努める。

地域の歴史、文化、自然、産業等の活用により地域への愛着心を育てる学習活動を推進する。

##### イ 市民ニーズに対応した学習機会の拡充

県民カレッジ砺波地区センターとの連携事業等を開催し、市民ニーズに対応し

た学習機会の拡充に努める。

## 2 心のふれあいを深める社会教育の推進

市民一人一人が互いに心の交流を深め、家庭・学校・地域が一体となり、明るい教育環境づくりを推進し、社会教育の一層の振興に努める。

### (1) 家庭・地域における健やかな子どもの育成

#### ア 地域での子どもの居場所づくりとの推進

地域で子どもたちを元気に育てる環境の充実に向け、様々な体験活動を通して、安全で安心できる居場所づくりに努める。

#### イ 親子の共同・共感体験機会の提供

公民館活動等において親子の共同・共感体験等の機会を提供し、親子のふれあいや親同士の意見交換、ネットワークづくりを通して家庭教育を見直す機会の提供に努める。

#### ウ 親学び事業の充実と参加促進

親の役割や家庭教育に関する多様な考え方にふれる機会を提供するとともに、子育てに不安や悩みを持つ親を支援するため、推進リーダーが学校と連携し、できるだけ多くの保護者が参加しやすいPTA行事や親子会食・授業参観等の学校行事に併せて「親学び講座」を開催する。

#### エ 地域おやべっ子教室推進事業の充実

子どもたちが、世代をこえて地域の人達と交流活動を行うことにより、地域社会全体で心豊かで健やかに育まれるよう、引き続き「地域おやべっ子教室推進事業」を実施し、より良い環境づくりに努める。

#### オ 通学合宿・宿泊学習事業の推進

子どもたちに共同生活を通して基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、自立心や協調性を育てるため「通学合宿・宿泊学習事業」の取り組みを引き続き推進する。

併せて、本事業への地域住民の参加を促進することによりネットワークづくりを推進し、地域の教育力の向上を図る。

### (2) 社会教育活動の推進

#### ア 青少年健全育成の推進

心身ともに健康でたくましい青少年を育てるため、少年補導員や関係行政機関等と連携を密にしながら、健全育成、非行防止に努める。また、自主的に活動する青少年育成団体の支援を図る。

イ 学習機会・情報の提供

市民誰もが余暇時間を有意義に過ごすことができるよう、学習機会と情報の提供に努める。

ウ 学習成果の活用

郷土の歴史や伝統文化等を調査研究する生涯学習講座の学習成果の活用等を図る。

エ おやべ再発見「子どもかるた」の活用

郷土の歴史・文化を子どもたちが詠み・描いた作品をもとに作成した「おやべメルヘンかるた」を活用し、伝統的なかるた遊びの中からおやべを再発見するとともに郷土愛の醸成を図るため、公民館・市立図書館のイベントや子ども向け生涯学習講座など幅広い利用を促進する。

(3) 公民館活動の推進

ア 各種講座の開設

地域住民のニーズにあった各種講座を開設し、生きがいのある楽しいまちづくりを推進するとともに、地域の特性を活かした公民館活動の展開に努める。

イ 子どもたちの地域交流活動の推進

子ども又は親子を対象とした自然体験や多世代交流などの公民館活動の充実により、子どもたちの地域社会との交流活動の推進に努める。

ウ 地域コミュニティの拠点としての役割の発揮

地域コミュニティの維持のため、地域の人々が集い、地域のつながりを高める拠点施設としての役割を発揮するよう努める。

エ 公民館職員の研修会への参加等

公民館職員の各種研修会等への参加を促進し、各種講座・活動の企画者としての資質の向上を図ると共に、公民館職員のなり手不足の解消に努める。

(4) 図書館活動の推進

ア 誰もが気軽に利用できる読書環境づくり

市民の文化・教養の向上に資するよう、多様なニーズに対応した蔵書の整備と立ち寄り易い雰囲気を作り出すとともに、様々な読書活動の推進を展開し、誰もが気軽に利用できる読書環境づくりに努める。

特に、将来を拓く子どもたちに向けて、「おとぎの広場」等を活用し、「読み聞かせ」「絵本づくり」などの読書活動推進事業を継続実施し、本への興味、関心を高め、本を通じて情操を養う機会を提供するとともに、「第3次小矢部市子ども読書活動推進計画」に基づいて、読書活動の推進に努める。



イ ブックスタートの推進とフォローアップ

子どもの情操教育の一環としてブックスタートを推進し、絵本を介して赤ちゃんと保護者の心がふれあうきっかけづくりを行う。また、乳幼児健診の会場において絵本の紹介・読み聞かせ等を行いフォローアップに努める。

ウ 児童図書の充実

子どもたちが良書と出会い、読書の楽しさを実感できるように、児童図書の充実を図る。

エ 学校図書館との連携

子どもたちの読書活動の推進を図るため、「読書通帳」を活用し、学校図書館との連携に努める。

オ 招待事業の充実

家庭読書の習慣化と図書館利用の促進を図るために、おとぎの館図書室で実施していた事業を引き続き実施する。

・保育所・こども園の園児を市民図書館に招待し、読み聞かせなどの楽しい体験を通し、図書館に親しむきっかけを提供する。

・小学1年生を対象とした図書館探検隊事業を実施し、図書館の利用・活用や家族を含めた家庭読書の推進を図る。

カ 相互利用協定等による利用の充実

小矢部市・津幡町図書館の相互利用協定に基づき利用の拡大を図る。

キ 地域資料の収集と「郷土資料コーナー」・相談窓口の開設

歴史的価値を有する地域資料の収集、保存を行うとともに、桜町遺跡、義仲・巴、大谷兄弟を中心とする「郷土資料コーナー」及び相談窓口を開設し、市民への情報資源としての活用を図る。

ク 雑誌スポンサー制度の推進

企業・商店・団体等を対象に実施している雑誌スポンサー制度の一層の活用により、雑誌コーナーの充実を図る。

(5) 社会教育施設の充実と適切な管理・運営体制の整備の推進

ア 市民から親しまれる施設の維持・管理

市民交流プラザ、市民図書館及び公民館の適切な管理に努める。

イ 各種社会教育施設・設備の整備・改修等

全ての世代が気軽に利用できる施設環境を確保するため、施設・設備の整備、改修等を計画的に推進する。

令和3年度は、主に次の整備、改修等を行う。

(公民館)

- ・水島公民館排煙窓改修工事
- ・屋上防水改修工事（松沢、藪波）

市民会館跡地に駐車場を整備し、市民交流プラザ整備事業の完成を目指す。

### Ⅲ 文化芸術の振興と継承及び文化財の保存と公開・活用

文化芸術や伝統芸能の継承及び発展を図りながら新しい市民文化の創造に努めるとともに、歴史的・学術的価値の高い文化財の保存、公開及び活用に努める。

#### 1 文化芸術の振興と継承

心の豊かさや生活に潤いを求める市民の文化芸術に対するニーズに応えるため、文化芸術活動の推進及び芸術鑑賞機会の拡充を図るとともに、市民の自主的な創作や発表・活動を支援する。

また、市民文化の創造についての方向性や方策を総合的に示す文化振興ビジョンの策定に向けて、検討を進める。

##### (1) 小矢部市美術展及び小矢部市芸術祭の開催

###### ア 小矢部市美術展の開催

新たな美の創造と優れた作家の養成を目的とした市美術展をアートハウスおやべで開催する。令和3年度より、新たに**エスポワール賞（高校生奨励賞）**を新設することにより、若年層の出品意欲を引き出し、さらに市美術展を盛り上げ、小矢部市全体の芸術活動の活性化を図る。

###### イ 小矢部市芸術祭の開催

市民の自主的な文化芸術活動の発表の場である芸術祭を支援し、市芸術文化連盟と連携しながら、市民が芸術を鑑賞する機会の充実と地域の芸術振興等に努める。

##### (2) アートハウスおやべ自主事業の充実

子どもから高齢者まで幅広い年齢層の人々が美術活動に参加し、楽しむことができるよう、アトリエ機能の活用及び各事業の充実を図るとともに、市域、県境を越えた作家の交流等により、「美」を通じた交流の拠点づくりをめざす。

令和3年度は、全国から作品を公募する「**第3回公募アートハウスおやべ現代造形展**」や富山県ゆかりの作家の展覧会をはじめ、市内の児童等の作品を一堂に楽しむ「**みんなのアート展**」やワークショップ等の多彩な企画展を開催し、文化芸術の振興を図る。

##### (3) 子どもたちの文化芸術活動の推進

子ども伝統文化祭の開催やアートハウスでのワークショップ事業の拡充、みんなの**アート展**の開催等を通じて、子どもたちが、文化芸術や伝統芸能等に対し関心を

深め、創造力や豊かな感性を育むための文化芸術活動を支援する。

(4) クロスランドおやべ自主事業の充実

クロスランドおやべの様々な施設を活用しながら、年間を通じて実施している自主事業について、**これまでの事業の効果等を踏まえ、事業の在り方を再検討し、効果的な事業展開に努める。**また、引き続き恋人の聖地やミニSL施設の活用により、交流人口の拡大に努める。

市総合計画及び市長寿命化計画を踏まえ、文化芸術の拠点、交流人口の拡大としての充実等を図れるよう、計画的な修繕及び適切な維持管理を実施する。

## 2 文化財の保存と公開・活用

当市は、桜町遺跡や今石動城跡をはじめ、多くの文化財を有している。近年の生涯学習ブームの中、市民の郷土の歴史・文化に対する関心の高まりとともに、郷土の貴重な文化遺産を後世に伝えるために、文化財の調査、保存及び活用に一層努め、市民の文化財に対する理解と保護意識の高揚を図る。

(1) 指定文化財の保存・活用の推進

国・県及び市の指定文化財等を顕彰するとともに、その保存及び活用に努める。

**令和3年度は市指定文化財「越登賀三州志附図」について高精細画像データを市民図書館ホームページで公開し、その保存活用を進める。**

(2) 桜町遺跡の活用推進と出土品の国の重要文化財指定の取り組み推進

ア 国の重要文化財指定への取り組み

桜町遺跡出土品が出来るだけ早期に国の重要文化財の指定候補となるよう、その働きかけを進める。

イ 桜町遺跡の活用推進

桜町遺跡の体験学習等の拠点となる桜町JOMONパークの施設を活用するとともに、市民ボランティアの協力により体験学習等の活動を推進する。

また、縄文に関する夏休み子ども講座を開催する等、より広い世代に縄文時代を体感してもらうとともに、学校と連携して社会科の現地学習や総合学習での活用を進め、桜町遺跡への関心を高める。

ウ 情報発信と人材の育成

縄文都市連絡協議会加盟都市で開催される縄文シティサミットに参加し、桜町遺跡の情報発信に努める。また、本年度も市内中学生を対象とした県外の縄文遺跡への探訪事業を実施し、縄文文化や地域文化を学習し、桜町遺跡を生かしまち

づくりに取り組む人材の育成を図る。

(3) 松根城跡等の保存・活用

国史跡の松根城跡や一乗寺城跡など、加越国境に位置する市内の山城跡群について、「歴史の道 100 選」の選定を受けた小原越や田近越を探訪する講座を開催し、市民への普及と活用に努める。

(4) 埋蔵文化財の調査及び公開

市内の各種開発行為に伴う埋蔵文化財の発掘調査の実施と報告書の作成及びその調査成果の公開に努める。

(5) 小矢部ふるさと歴史館の活用推進

小矢部ふるさと歴史館では、市内の遺跡から出土した土器、石器及び木製品等の整理・保管をはじめ、展示を行うことにより、市民等にわかりやすく小矢部市の歴史を紹介する。また、桜町遺跡出土品展示室や古墳出土品展示室では、遺跡出土品のうちの優品の展示を行うとともに、展示した以外の遺跡や出土品についての情報提供も行い、「考古資料館」としての機能を充実させる。併せて、定期的なリニューアルとPR強化及び施設を核として活用する企画の実施や、年齢層に対応した企画の計画的かつ継続的な実施を行う。

(6) 小矢部市大谷博物館の活用推進

昭和初期の建物群や当時使用されていた農具や生活道具等民俗資料を公開・展示するとともに、名誉市民である大谷米太郎氏、大谷竹次郎氏、大谷勇氏の関連資料を展示し郷土学習に資する。

令和3年度は、茶会や演奏会等を行うとともに、博物館施設や水落大谷記念公園の適正な管理に努める。

また、東京オリンピックの開催に合わせ、前回の東京オリンピックの際に「ホテルニューオータニ」を開業された大谷米太郎氏をはじめとする大谷家の方々にスポットを当てた企画展（写真展）を開催する。

(7) 伝統芸能等の保全等

曳山や津沢夜高あんどん祭、雅楽をはじめとする市指定文化財や獅子舞等の伝統芸能に対して保護等に必要な支援を行い、保存継承を図る。

今後も引き続き、関係団体等への現状の聞き取り調査等による実態把握をすると

ともに、現状に即応した文化財保護事業補助金要綱の見直しなど効果的な支援を実施する。

(8) 歴史資料等の調査・整理と公開・活用

歴史資料等の調査研究及び市が保管する古文書の整理をすすめ、市民に公開し、その活用を図るとともに、破損しないよう大切に保存する。また、貴重な歴史的資料についても、失われていかないよう保存に努める。

## IV 生涯スポーツの振興による健康な心と体の形成

市民が健康で明るく活力ある生活が送れるよう、その多様なスポーツニーズに応え、誰もがスポーツに親しめるスポーツ文化の創造を目指して、中間見直しを行った「小矢部市生涯スポーツプラン」を基本として、生涯スポーツの振興に努める

### 1 誰もがスポーツできる生涯スポーツ社会の実現

#### (1) 年齢や体力に応じた健康づくりのためのスポーツ活動の推進

誰もが、それぞれの体力に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、体力づくりや健康づくりのためにスポーツができる機会を提供する。

#### (2) 保育所・認定こども園における体力向上支援事業の拡充

保育所・認定こども園の幼児を対象として、幼児の運動神経の発達を促す運動遊びを通して、将来を担う健康でたくましい子どもを育成する。

#### (3) 青少年のスポーツ活動の支援強化及び競技力向上の推進

競技活動や一貫指導体制などを支援し、全国・世界レベルの大会において活躍し、市民の目標、誇りとなる選手を育成する。

**そのため**、中学生、高校生を対象にした競技力向上対策事業の実施やスポーツ少年団員、中学・高校生及び指導者に対してハイレベルの技術指導を行う指導員を配置するトップアスリート強化・育成事業を実施する。

#### (4) 聖火リレー・パブリックビューイングの実施

**東京オリンピック・パラリンピックの開催にあわせて実施される聖火リレーを安全・確実に実施すると共に、小矢部市出身者の出場が期待されるホッケー競技のパブリックビューイングを実施することにより、市民のオリンピックへの関心を高め、市民一丸となって応援し、選手を激励する。**

### 2 基本施策の推進によるスポーツの振興

#### (1) 「仕組みづくり」の推進

##### ア NPO法人おやべスポーツクラブの充実

総合型地域スポーツクラブ事業の推進により、スポーツ人口の拡大を図るため、NPO法人おやべスポーツクラブに対し積極的に活動支援を行い、拠点施設である文化スポーツセンターの整備・改修を計画的にすすめる。

##### イ 「地域スポーツの日」の推進

各地区において年3回、また市全体で年3回「地域スポーツの日」として、スポーツ推進委員会を中心に地域スポーツ教室を行い、地域住民がスポーツに取り組めるようその体制づくりに努める。

ウ 公益財団法人小矢部市体育協会の組織強化及び各種スポーツ団体との連携充実

- ・市民体育大会の充実、県民体育大会への参加拡充と成績向上をめざして、各競技団体及び小矢部市体育協会と連携して、組織強化及び選手強化に取り組む。

- ・市駅伝をはじめ各スポーツイベントの実施を通じて、市民のスポーツへの関心が高まり、各種スポーツ団体の組織強化に結びつくよう連携して取り組む。

エ スポーツに関する情報提供の充実

スポーツ情報を広く市民に提供するため、広報おやべ、CATV、市ホームページなどを利用し、周知PRに努める。

オ 地域と連携した学校体育・スポーツ活動の充実

- ・学校と地域が一体となって児童生徒のスポーツ活動を充実するために、積極的な連携を推進する。

- ・スポーツ庁が公表したガイドライン（平成30年3月）に示されている中学校部活動の地域への移行に向けて、本市の実情に合ったあり方について、学校、スポーツ団体と共に研究を推進する。

カ 公益財団法人小矢部市体育協会、NPO法人おやべスポーツクラブ、おやべ市スポーツ推進委員協議会の連携推進

市内のスポーツ関連団体相互の連携を図り、情報の共有やイベント協力、スポーツ備品等の相互利用など連携を推進する。

## (2) 「機会づくり」の推進

ア 参加者のニーズに合わせたスポーツイベント・教室等の拡充

- ・NPO法人おやべスポーツクラブと連携し、各種スポーツ教室などを開催し、市民が多様なスポーツに親しむ機会の提供に努める。幼児に対しては、市内保育所・こども園を巡回して行う「保育所（園）・こども園体力向上支援事業」を継続実施し、幼児期に運動に親しむと共に、運動神経の発達に効果的な運動を体験できる機会の提供に努める。

- ・各人の興味・適性に合ったスポーツの選択肢が広がるよう、小学校低学年において様々なスポーツに触れる機会が得られる仕組みづくりについてスポーツ少年団や各競技団体と研究・協議を進める。

- ・小矢部市スポーツ振興基金を活用して、県内のプロスポーツ選手等による少年スポーツ教室を開催し、技術力の向上とスポーツ意識の高揚や習慣を身につける機会を設ける。



- ・令和元年度から小矢部市体育協会が自主事業として行う、小矢部陸上競技場の市民開放ダイの開催を支援し、ランニング愛好者等への活動場所の提供に努める。
- ・ウォーキングやリレーラン等の大会を支援し、運動習慣の定着化及び体力の向上を目指す。

イ 民間スポーツ施設との連携による施設の有効活用

民間施設を利用して、室内温水プール市民開放ダイ事業を行い、市民の体力向上及び健康増進を図る。

ウ 全国的スポーツ大会及びイベントの誘致

・全国的大会等の誘致及び国内で活躍する選手の誘致に努めるとともにコンベンション助成補助金制度を活用し、市外のスポーツ団体が、市内のスポーツ施設を利用して行うスポーツ合宿を推進する。

・県外からのスポーツ合宿を誘致するために県西部6市で連携して作成したパンフレットを活用し、都市圏から誘致に取り組むと共に、市ホームページによるスポーツ施設・宿泊施設の情報提供や相互利用などを推進する。

令和3年度は、次の大会を誘致する。

- ・北信越高等学校体育大会兼第43回北信越高等学校ホッケー選手権大会
- ・全国高校総合体育大会ホッケー競技

エ わがまちのスポーツ(ホッケー競技)の推進及び活動支援

本市のスポーツを代表する「ホッケー競技」のクラブチームや選手の活動を支援する。また、東京オリンピックホッケー競技への関心を高めるため、パブリックビューイングを開催する。

オ 優秀個人・団体・クラブチームへの支援

全国大会や国際大会等へ出場する選手やチームに対し壮行会の開催や激励金支給を行い、広く市民のスポーツに対する関心を高める機会とするとともに、その活動への支援を行う。また、競技力向上を図り、将来オリンピック等の各種大会に出場できる選手の育成を目指すため、スポーツ少年団員、中学生及び高校生並びにその指導者に対し、ハイレベルな技術指導ができる指導者を配置する。

カ 国際交流への支援

国際交流と競技力向上のため、さまざまな活動への支援を行う。

(3) 「人づくり」の推進

ア スポーツ指導者登録制度の活用

「スポーツ指導者パスネットとやま」を活用し、様々なニーズに応える指導者を紹介できる制度を推進する。

イ スポーツ指導者の講習及び研修機会の拡充

- ・指導者講習会・研修会を通して、ニーズに合った時代に相応しい指導ができる体制を整え、将来を見据えた指導者の育成に努めるため、公益財団法人小矢部市体育協会に委託し、スポーツリーダー研修事業を実施する。

- ・スポーツ推進委員の資質向上を図るため各種講習会や研修会への参加を促すとともに、指導できる体制づくりに努め、スポーツ推進委員協議会を積極的に支援する。

ウ 若手指導者の発掘及び育成の推進

令和元年度から**実施している**、各競技団体等の指導者・審判員等の資格取得促進事業に対して、**広く周知するとともに**助成を行い、その推進を図る。

(4) スポーツ施設の計画的な整備改善

ア リフレッシュや健康づくりに向けたスポーツ環境の充実

スポーツ環境の充実を図るため、施設・設備の改修や用具の整備を計画的に進める。

令和3年度は、主に次の整備・改修を行う。

○老朽化に伴う施設改修

- ・小矢部陸上競技場レーン改修工事（3種公認取得）
- ・小矢部市文化スポーツセンター火災報知器修繕工事
- ・小矢部市文化スポーツセンター渡り廊下雨漏り修繕工事

○地区運動施設の計画的な改修

- ・北蟹谷スポーツセンター防球ネット設置工事
- ・水島スポーツセンター雨漏り修繕工事

○市民に親しまれるウォーキングコースの整備充実

- ・ウォーキングコースの看板改修

イ スポーツ施設情報の提供及び活用

近隣市を含めたスポーツ施設の相互利用促進をPRするとともに、施設利用予約システムの市民への周知と活用を図り、より利便性を高める。

(5) 指定管理制度を活用した効果的・効率的な施設管理運営の推進

指定管理者が各スポーツ施設に設置した「意見箱」や市ホームページから、市民や利用者の多様な意見を組み入れ、指定管理者との連絡を密にしながら、利用者本位の良好な施設の維持管理・運営に努める。また、指定管理者には四半期毎に月報、報告書等の関係書類の提出を求めるなど、引き続き適正管理に努める。

## 小中学校再編推進計画策定スケジュール（案）

		事務局	調査委員会	総合教育会議	議会	保護者・住民	その他
4月	中旬						
	下旬	人口推計の再算定		スケジュール説明			
5月	上旬						
	中旬	↓ 素案策定作業	調査委員会				
	下旬		幹事会				
6月	上旬						
6月	中旬	↓ 調整作業					
	下旬		幹事会				
	7月		上旬	調査委員会			
7月	中旬	↓					
	下旬			素案説明	素案説明		
	8月		上旬				素案説明
8月	中旬	↓				↓	
	下旬						
	9月		上旬				
9月	中旬	保護者等意見反映					
	下旬	↓					
	10月	上旬	調整作業	幹事会			
10月	中旬	↓	調査委員会	計画案説明	計画案説明		
	下旬						パブリックコメント
	11月	上旬					↓
中旬							
下旬	パブコメ意見反映	幹事会・調査委員会					
12月	上旬			計画案最終説明			
	中旬				計画案最終説明		
	下旬	公表					



## ○小矢部市小中学校再編推進計画調査委員会設置要綱

令和2年2月26日小矢部市教育委員会告示第6号

### 小矢部市小中学校再編推進計画調査委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 小矢部市の小中学校再編推進計画案（以下「推進計画案」という。）を策定するため、小矢部市小中学校再編推進計画調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 調査委員会は、推進計画案の策定に必要な事項を調査・検討し、推進計画案を総合教育会議に提出するものとする。

(組織)

**第3条** 調査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。ただし、調査委員会に参与を置くことができる。

- 2 委員長は、教育委員会事務局長の職にある者をもって充て、調査委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、企画政策部長、総務部長、民生部長の職にある者をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 5 参与は、教育長の職にある者をもって充てる。
- 6 委員長は、必要に応じて関係のある者に対し、調査委員会への出席を求め、助言を得ることができる。
- 7 調査委員会の事務を処理するため、教育委員会教育総務課に事務局を置き、事務局長は教育総務課長の職にある者をもって充て、事務局員は教育総務課課員及び学校給食センター所員をもって充てる。

(会議)

**第4条** 調査委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(幹事会)

**第5条** 調査委員会に、推進計画案の資料の作成を行う幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。ただし、幹事会に参与を置くことができる。
- 3 幹事長は、教育委員会教育総務課長の職にある者をもって充て、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 4 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。

- 5 参与は、教育委員会事務局長の職にある者をもって充てる。
- 6 幹事会の事務を処理するため、教育委員会教育総務課に事務局を置き、事務局長は教育総務課課長補佐の職にある者をもって充て、事務局員は教育総務課課員及び学校給食センター所員をもって充てる。

(報告)

**第6条** 幹事会は、推進計画案の資料の作成が終了したときは、報告書を作成し、委員長に提出しなければならない。

(細則)

**第7条** この要綱の施行に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

#### 附 則

この告示は、公表の日から施行する。

**別紙1** (第3条関係)

企画政策課長 総務課長 財政課長 行政マネジメント課長 こども課長 生涯学習文化課長 スポーツ課長
--

**別紙2** (第5条関係)

企画政策課課長補佐 総務課課長補佐 財政課課長補佐 行政マネジメント課課長補佐 こども課課長補佐 生涯学習文化課課長補佐 スポーツ課課長補佐
--

## 小矢部市部活動のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 小矢部市立中学校の部活動のあり方について検討するため、小矢部市部活動のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、小矢部市立中学校の部活動のあり方について検討し、その結果を小矢部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ報告するものとする。

(委員)

**第3条** 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツ・文化団体の関係者
- (3) 学校・教育行政等の関係者
- (4) 保護者の代表者
- (5) 公募による者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、前条の規定による委嘱の日から委員会が第2条の規定による報告を行った日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

**第7条** 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課及び文化スポーツ課において処理する。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### **附 則**

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。



# ギガバGIGAスクール構想

小矢部市教育委員会  
ICT調査研究委員会

## ■ GIGAスクール構想

「GIGA」とは、「Global Innovation Gateway for All」の略で、「多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現する構想」です。その実現のため、全国の公立学校に、一人1台のタブレット端末・高速大容量の通信ネットワークが整備されました。

その結果、普通教室において、クラウドサービスの利用や遠隔授業の実践ができていくようになります。

## ■ おやべGIGAスクール構想

将来、予測困難な時代をたくましく生きるために必要な「情報を活用し、自ら学ぶ資質・能力」を、市内すべての小中学校が連携・協力して育成することを目指しています。

そのために、令和3年度より3年の計画で、これまで積み重ねてきた教育実践の中に、ICT活用を段階的に取り入れていきます。

## ■ 実現に向けた3ステップ

構想を実現するために、3つのステップを進めます。特に、最初の1年目が大切です。児童生徒も教員も「慣れる」とを目標に、様々な場面で機器に触れ、親しめるようになります。慣れることで、「便利さ」が分かり、繰り返し体験することが「学習の充実」へとつながっていきます。

<b>Step1</b> いつでも、どこでも、どの教科でも使っても慣れる	資料の提示や配布 大型の画面や各 自の画面で資料等 を確認する	調査活動① 検査・撮影し、 すくくに情報取 集・保存する	表現・制作活動 文章や絵図 で考えや思いを みんなに伝える	ドリル学習 力に応じて 学習支援ソフト の問題を解く	連絡の確認 各自で学習・ 活動予定や内 容を確認する
--------------------------------------	--	---------------------------------------	--	-------------------------------------	-------------------------------------

<b>Step3</b> 便利に使い学習を充実させる	自己調整学習 計画に従い、 学びを自ら評価 しなから進める	問題解決学習 課題を認定し、 情報収集・整理・ 分析し、発表する	遠隔協働学習 他地域の学 校等とテレビ会 議で交流する
----------------------------	--	---	--------------------------------------

<b>Step2</b> 慣れることで便利さを知る	習得学習 復習プリントを自 己採点し、その結 果を返信することで 定着を確認する	調査活動② アンケートを 送信し、返信さ れた結果を自 動集計する	思考活動 各自の考えを 同時にシートに 書き込み、意見 交換する	日程の調整 Web上の 表に保護者 会等の日程 を、書き込む
---------------------------	--	---	--	--

## ■ 整備されたICT環境



教室環境（イメージ）

## ■ 9年間の体系的な指導



児童生徒の資質・能力の育成のために、9年間を見通し、発達段階に応じて指導していきます。また、「操作技能」と共に「情報モラル」も学びます。

## ■ タブレット端末の扱い方・ルール

タブレット端末は、入学時に貸与され、小学校では6年間、中学校では3年間使用し、卒業時に返却します。  
端末や情報の管理は一人一人に任せられますので、ルールを守り大切に扱う指導を行います。

**タブレットを使う前に、大切なこと**

- タブレットを使う前はなんでもしようか、みんながタブレットを使ういちばんの目的はなんだろう？ まずは、それを使って勉強することだね。そのことを覚えないようにしよう。
- 乱雑にあつかわないようにしましょう。タブレットは、とてもかわいやすいものです。乱雑にあつかわってはけません。

【小学生用指導資料 抜粋】



## 第3回公募

# アートハウスおやべ 現代造形展

2021年

4月17日〈土〉—

5月23日〈日〉

10:00—17:00(最終入場16:30)

■休館日 毎週水曜日、5月6日 ※5月5日は開館

■会場 アートハウスおやべ

■観覧料 一般 300円、高校生以下 無料  
団体(20名以上) 240円  
65歳以上の方 200円  
障がい者手帳をお持ちの方 150円

### ■会期中イベント

開会式・表彰式・ギャラリートーク/4月17日〈土〉10:00~

音楽会/5月16日〈日〉 14:00開演

演奏: 武島 靖子(二胡専門店「茗悠館」講師)

※新型コロナウイルス感染症対策に伴い、  
予告なく会期の変更やイベントが中止または変更となる場合がございます。

主催 ■アートハウスおやべ(公財)クロスランドおやべ

共催 ■第3回公募 アートハウスおやべ現代造形展実行委員会、北日本新聞社

後援 ■富山県、小矢部市、小矢部市教育委員会、小矢部市芸術文化連盟、

FM富山 富山放送局、北日本放送、富山テレビ放送、チューリップテレビ

富山エフエム放送、エフエムとなみ、となみ衛星通信テレビ

協力 ■小矢部市企業協会



アートハウス おやべ

〒932-0821 富山県小矢部市鷺島10 クロスランドおやべ内  
TEL.0766-53-5344 FAX.0766-53-5844 <http://www.art-oyabe.jp/>

# 第3回 公募 アートハウスおやべ 現代造形展

本展覧会は、全国から広く作品を募集し「アートの今」の姿を表現・発信することで、新たな美の交流をつくり出すことをねらいに開催します。3回目となる今回は全国43都道府県より過去最多となる444点の応募があり、若手からベテランまで幅広い年齢層にわたる作品には、世相を映し出す多くの表現が見られました。その中から選ばれた平面・立体の入賞・入選作品34点を、アートハウスおやべの展示室やオープンギャラリーに展示します。

現代の美の創造に挑戦する新鮮でオリジナリティーに富んだ作品をご覧ください。

- 審査員**
- 島 敦彦  
前金沢21世紀美術館館長
  - 麻生 恵子  
富山県美術館 普及課長 学芸員
  - 内呂 博之  
公益財団法人ポーラ美術振興財団  
ポーラ美術館 学芸員

## 大賞 (小矢部市長賞)

<立 体> 小林 美波(石川県)

## 特別賞 (北日本新聞社賞)

<立 体> 工藤 廉(石川県)

## 特別賞 (小矢部市企業協会会長賞)

<平 面> 阪本 結(京都府)

## 入 選

- |       |             |             |               |              |
|-------|-------------|-------------|---------------|--------------|
| <平 面> | アラキ ドン(大阪府) | 泉 里歩(千葉県)   | 荻原 賢樹(山梨県)    | 笠嶋 富士幸(富山県)  |
|       | 風見 規文(静岡県)  | 木白 牧(神奈川県)  | 河内 大樹(岡山県)    | 齋藤 ムベンベ(京都府) |
|       | 鈴木 美緒(東京都)  | 鈴木 洋子(愛知県)  | 曾 啟豪(東京都)     | 園田 源二郎(滋賀県)  |
|       | 田中 敬二(島根県)  | 田中 良太(東京都)  | 永井 寿郎(東京都)    | 中ぞの 蝶子(神奈川県) |
|       | 本郷 正典(富山県)  | 増野 智紀(京都府)  | 水野 耕平(愛知県)    | 溝口 昭彦(岩手県)   |
|       | 吉見 結(神奈川県)  | 羅入(滋賀県)     |               |              |
| <立 体> | 久野 彩子(東京都)  | 坂本 真彩(千葉県)  | 篠藤 碧空(広島県)    | 鈴木 優作(愛知県)   |
|       | 関野 栄美(東京都)  | 長田 堅二郎(富山県) | ハブチ ユウスケ(兵庫県) | 三上 俊希(愛知県)   |
|       | 山内 郁人(石川県)  |             |               |              |

## ■ 音楽会

5月16日<日> 14:00開演

演奏: 武島 靖子(二胡専門店「茗悠館」講師)

県内のカルチャーセンター等で二胡教室の指導をする傍ら、演奏活動にも力を入れる。

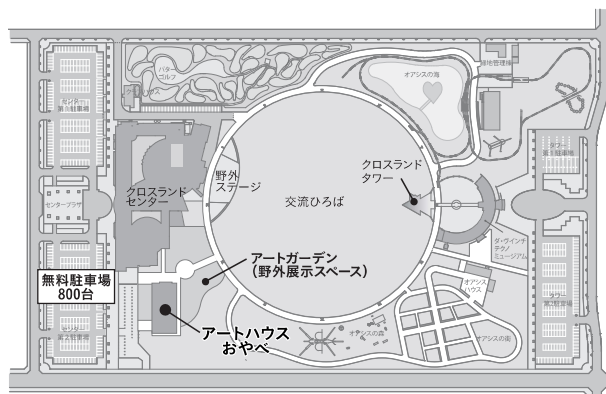
(二胡:哀愁をおびた甘く、深い音色が魅力で、近年はその音色の持つ癒し効果も注目されている。)

※新型コロナウイルス感染症対策に伴い、予告なく会期の変更やイベントが中止または変更となる場合がございます。



### 交通のご案内

- ・あいの風とやま鉄道 石動駅南口から 車で約 4分 (2km)
- ・北陸自動車道 小矢部I.C.から 車で約 10分 (5km)
- ・能越自動車道 小矢部東I.C.から 車で約 7分 (4km)
- ・三井アウトレットパーク北陸小矢部から 車で約 7分 (4km)
- ・北陸新幹線 新高岡駅から 車で約 30分 (17km)



## アートハウス おやべ

〒932-0821富山県小矢部市鷺島10番地  
TEL.0766-53-5344 FAX.0766-53-5844

# 東京2020オリンピックピック聖火リレー（小矢部市） 交通規制のお知らせ

2021  
6/2  
WED

交通規制  
予定時間 ▶ 8:15～10:15  
小矢部市周辺道路

## 小矢部市を聖火ランナーが駆け抜けます！NHK特設サイトで生中継します。

- ・沿道における聖火ランナーの様子は、NHKの聖火リレーライブストリーミング特設サイトに、生中継でご覧いただけます。
- ・小矢部市民交流プラザ、津沼コミュニティプラザで、ライブビューイングを実施しますので、そちらの会場でも、視聴していただくことが可能です。なお、新型コロナウイルス感染防止対策のため、出発式会場、ライブビューイング会場での観覧には、事前申込が必要です。裏面に応募方法が記載されていますので、ご確認ください。
- ・沿道での密集を避けるため、なるべく上記のライブ中継でご覧いただきますようお願いいたします。

### ランナー走行予定時刻

9時15分～9時50分（予定）

※14人のランナーが約200mずつリレーをします。

クロスランドおやべメインホール側広場 ▶  
国道471号線を津沢方面へ ▶ 経田交差点北西

クロスランドおやべメインホール側広場において、  
出発式を行います。（入場人数の制限あり）

### 聖火リレールート

### 聖火リレー出発式

## クロスランドおやべ周辺、国道471号線、経田交差点周辺道路

- スタート クロスランドおやべ（メインホール側広場）
- ゴール 経田交差点 北西



## 沿道での観覧について

- ・当日の様子は、NHKの聖火リレーライブストリーミング特設サイトに生中継されますので、新型コロナウイルス感染防止のため、できるだけそちらをご覧くださいませようお願いします。
- ・聴聴に関しては、下記のサイトへアクセスしてください。
- ・体調が悪い場合や感染が疑われる場合は、観覧をお控えください。
- ・ルートおよび周辺の道路は、長時間にわたり車両の通行が禁止されます。
- ・当日、会場周辺では、相当の渋滞が予想されます。駐車場も限られています。
- ・現場の警察官・係員の指示に従ってください。
- ・交通規制中は、歩行者や自転車の横断もできなくなりますので、ご協力をお願いします。

NHKの聖火リレーライブストリーミング特設サイト



<https://nhk.jp/torch>

お問い合わせ

小矢部市教育委員会  
文化スポーツ課

0766-67-1760

裏面に出発式会場への入場申込みの案内が掲載されています ▶

# 東京2020オリンピック聖火リレー出発式、ライブビューイングの観覧応募について

6月2日(水)に富山県の聖火リレーが小矢部市：クロスランドおやべから出発します。また、NHKの聖火リレーライブストリーミングの生中継で、その様子を小矢部市民交流プラザと津沢コミュニティプラザで視聴できます。つきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、大会組織委員会が定めるガイドラインに基づき、それぞれの会場への来場者を人数制限します。希望される方は、下記の応募方法、注意事項を確認のうえ、申込みをお願いします。

## 募集期間

令和3年4月6日(火)～令和3年5月7日(金)まで (当日消印有効)

## 対象者

県内在住の人 定員 出発式会場 500人 / 市民交流プラザ 100人 / 津沢コミュニティプラザ 130人

## 応募方法

- 市ホームページまたは応募用紙で上記期間内に事前申込みしてください。
- 応募用紙には、観覧を希望される会場、住所、氏名、年齢、電話番号等の必要事項をご記入のうえ、応募してください。

※市ホームページからの応募につきましては、下記URLにアクセスしてください。  
※応募用紙は、市役所5階文化スポーツ課、市役所1階ロビーに置いてあります。文化スポーツ課へ郵送または持参してください。

## ▼アクセス先

<http://www.city.oyabe.toyama.jp/form/inquiryPC/init.do?inquiryId=86>



市ホームページ  
申し込みQRコード→

<個人情報について> ご提供いただいた個人情報は、この募集に関するのみ使用いたします。

## 注意事項

- 応募多数の場合は、抽選を行います。
- 当選者の発表は、当選チケットの発送(5月中旬～下旬)をもってかえさせていただきます。
- 応募は、応募用紙1枚につき1名までとさせていただきます。
- 高校生以下は、保護者の同伴が必要です。(保護者の同伴や介助者が必要な場合は、2名まで申込みできます。会場でも係員が介助支援を行います。)
- 当選した権利を他の方に譲渡することはできません。
- 入場の際、ご本人確認のため身分証明書の提示を求められる場合があります。

## NHKの聖火リレーライブストリーミング

### 特設サイト



<https://nhk.jp/torch>

## お問い合わせ

小矢部市教育委員会

文化スポーツ課

〒932-8611 富山県小矢部市本町1番1号

TEL 0766-67-1760

FAX 0766-67-3154